明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三四一）　一

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一四八）　五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会
平成二十八事業年度財務諸表、税理士登録者関係　一五

地方公共団体
行旅死亡人関係　一六

会社その他
会社決算公告　一九

二三

告示

○**総務省告示第三百四十一号**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年十月十七日

総務大臣　野田　聖子